

# BYOD等用ネットワークシステム

## 利用ルール

### (生徒向け)

#### **1 はじめに**

BYOD等用ネットワークシステム（以下「BYOD等ネットワーク」）の利用に当たっては、このルールを守り、先生の指示によく従ってください。

#### **2 利用上の注意点**

BYOD等ネットワークを利用する生徒（以下「ユーザ」）は、次のとおり適切に利用してください。

- (1) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用又は提供してはいけません。
- (2) 利用は、教育上必要な場合に限りです。
- (3) 情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しないよう内容を十分吟味してください。
- (4) 誹謗中傷に当たる行為を行ってはいけません。
- (5) 閲覧及びダウンロードした情報の著作権保護に注意してください。
- (6) データ送受信の際には、ネットワークに過大な負担を与えないようデータ容量に注意してください。
- (7) その他、学校が禁止する行為を行ってはいけません。
- (8) その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為を行ってはいけません。
- (9) その他、教育庁が不適切と判断する行為を行ってはいけません。

#### **4 利用の制限及び停止**

教育庁及び学校は、ユーザが前項に定める事項に違反した場合又は不適切な利用と認められる場合、ユーザの利用を制限又は停止することがあります。

#### **5 利用に関する問合せ**

ユーザは、BYOD等ネットワークへの接続及び認証について、教員又はICT支援員（デジタルサポーター）に問い合わせることができます。

#### **6 認証用ユーザIDの管理**

- (1) ユーザは、認証用ユーザIDのパスワードを他人に知られることがないように、適切

に管理しなければなりません。

- (2) ユーザは、認証ユーザIDのパスワードが漏えい若しくはその可能性がある場合、教員又はICT支援員（デジタルサポーター）に報告し、変更申請を行わなくてはなりません。

## **7 端末のセキュリティ対策**

- (1) ユーザは、BYOD等ネットワークを利用するための端末（以下「端末」という。）のOSのバージョンを最新版に更新しておくよう努めなければなりません。
- (2) アンチウイルスソフトウェアを導入可能な端末を利用しているユーザは、当該端末にアンチウイルスソフトウェアを導入し、最新版に更新しておくよう努めなければなりません。

## **8 認証用ユーザIDの廃止**

ユーザは、休学、転学及び退学の場合、BYOD等ネットワークへの接続情報を端末から削除しなければなりません。

## **9 その他**

- (1) ユーザは、ネットワークの不具合や不正利用等を覚知したときは、速やかに教員又はICT支援員（デジタルサポーター）に報告してください。
- (2) 教育庁及び学校は、BYOD等ネットワークの提供に関連してユーザに生じた損害については一切の責任を負わないものとします。
- (3) 教育庁及び学校は、ユーザに対しBYOD等ネットワークを間断なく提供する義務を負うものではなく、何らかの理由によりBYOD等ネットワークがユーザに対し提供されなかった場合においても、教育庁及び学校はそのことによりユーザに生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- (4) 教育庁及び学校は、BYOD等ネットワークの内容、及びユーザがBYOD等ネットワークを通じて得る情報等に関し、その完全性、正確性、確実性、有用性等について、いかなる保証も行いません。
- (5) 教育庁及び学校は、ユーザが使用する端末（当該端末にインストールされているソフトウェアを含む）について一切動作保証を行いません。
- (6) 教育庁及び学校は、ユーザがBYOD等ネットワークを利用することにより、第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負いません。

### **【変更履歴】**

令和3年3月12日 初版

令和3年7月1日 改訂